

和光市投票立会人募集要項

和光市選挙管理委員会では、市民の皆様は政治や選挙に関心を持っていただき、選挙をより身近に感じていただくため、投票所における投票立会人を次のとおり募集します。

1 投票立会人とは

投票所において、投票及び投票事務が公正に行われているかどうか見届ける人です。投票管理者のもとにおいて、以下のような事務に立ち会います。

- (1) 投票所の開閉の立ち会い
- (2) 最初の投票の際に、投票箱に何も入っていないことの確認の立ち会い
- (3) 投票用紙の交付、投函が適正に行われているかの立ち会い
- (4) 投票箱の閉鎖の立ち会い
- (5) 投票録への署名と押印
- (6) その他投票所事務についての立ち会い

2 立会日時・場所・報酬

内 容	選挙投票日における投票所での立ち会い
立 会 日	投票日当日
立 会 時 間	投票時間 7:00～20:00 集合時間 6:30、解散 20:30 頃
立 会 場 所	選挙時にご自身が投票する投票所(選挙人名簿に登録された投票所) ※立会人の人数により他投票所となる場合があります。
報 酬	15,000 円／日 規定の源泉所得税を控除した額を、選挙後に登録口座に振り込みます。
交 通 費	なし
食 事	あり ※昼食及び夕食(軽食)

3 応募資格

- (1) 和光市内に住所を有し、和光市の選挙人名簿に登録されている方
※ 選挙人名簿の登録は、満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 か月以上和光市に住んでいる方が登録されます。
- (2) 公職選挙法第 11 条に規定する、「選挙権及び被選挙権を有しない者」に該当しない方
- (3) 和光市暴力団排除条例第 2 条第 2 号の規定に該当しない方

4 立ち会いに関する注意事項

- (1) 立会時間中は原則、食事、休憩及びトイレ以外の理由で離席はできません。
- (2) 投票所内では、私用のスマートフォンや携帯電話の使用や私語はお控えください。
- (3) 服装については、投票所に来る方に不快な印象を与えない服装にしてください。華美な服装、カジュアル過ぎる服装、清潔感に欠けた服装は避けてください。

5 応募方法

「投票立会人登録申込書」に必要事項を記入のうえ、和光市選挙管理委員会事務局まで提出してください。申込書は、市ホームページからダウンロードするか、和光市役所 6 階の選挙管理委員会事務局にて受け取ってください。

提出は、電子申請、メール、持参、FAX 又は郵送にて受け付けます。

メール：i0200@city.wako.lg.jp

FAX：048-464-3955

郵便番号：351-0192

住所：和光市広沢 1 番 5 号

宛先：和光市選挙管理委員会事務局

6 募集期間

随時応募を受け付けています。ただし、選挙の直前に応募されても、その選挙に関しては、選任がすでに終わっている場合があります。

7 報酬の支払い

事前に報酬を振り込むための本人名義の口座を登録していただき、選挙後にその口座に報酬を支払います。

また、報酬の支払いにあたり、マイナンバーの提供も必要となります。書類については、投票立会人登録通知と併せて郵送いたしますので、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

8 立会人登録から選任の流れ

(応募～登録)

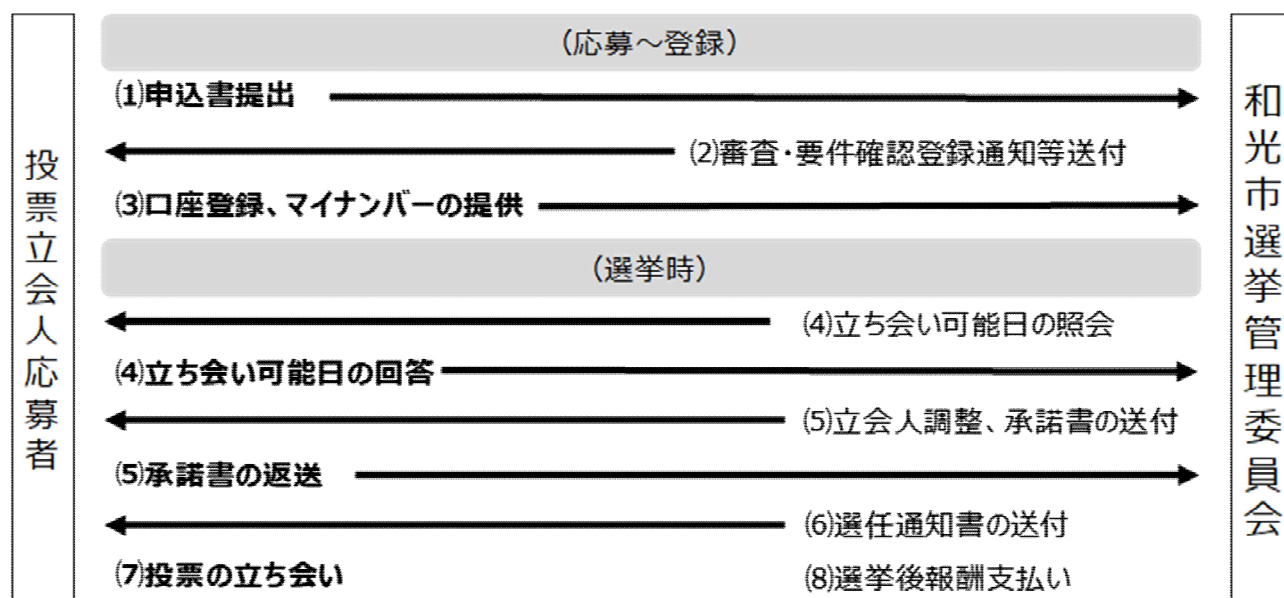
- (1) 「投票立会人登録申込書」を提出してください。
- (2) 選挙管理委員会にて書類の審査及び要件を満たしているか確認を行い、登録された方には登録通知を送付します。(同時に口座の登録依頼とマイナンバーの提供依頼をします。)
- (3) 口座の登録とマイナンバーの提供を書面にて行ってください。

(選挙時)

- (4) 各選挙の日程が決定した後、選挙管理委員会から登録者の方へ、立ち会いが可能な日にちの照会をしますので、回答してください。
- (5) 回答をもとに、投票立会人として従事していただく日にちを割り振ります。立ち会いを依頼する方に承諾書を送付しますので、必要事項を記入のうえご返送ください。
- (6) 選任通知書を作成し、通知します。
- (7) 選任された立ち会いの日時に投票所へ参集してください。
- (8) 選挙終了後、1ヶ月程度で口座に支払いが完了します。(選挙の日程や状況によって前後することがございます。ご了承ください。)

※ 希望者が多い場合は、全ての方が選任することができないことがございます。ご了承ください。

<フローチャート>



9 その他

- (1) 立会人の従事が決定した後、従事できない事情が発生した場合は、早急にご連絡ください。
無断での欠席や連絡が付かない場合等は登録を抹消させていただくことがございます。
- (2) 和光市から転出したとき、選挙権を喪失したとき、その他投票立会人の応募資格を満たさなくなったときは、その登録を抹消いたします。